令和3年度「県の機関における高校生インターンシップ」実施要項

1　目的

県内高等学校の生徒の学習意欲の喚起、高い職業意識の育成を図るため、県の機関において、インターンシップ（以下「実習」という。）を実施する。

2　対象者

県内の高等学校に通う生徒

ただし、原則として公的交通機関等により、自宅から概ね1時間以内で通うことができる者とする。

3　実施時期及び期間

令和3年8月23日（月）～10月29日（金）のうちの3日間程度

4　実施場所

知事部局、医療局、企業局及び教育委員会の各公所

5　実施に係る事前調整

実施の場所、時期、受入定員、内容、その他実施に当たって必要な事項についての各公所と事前調整は、総務部人事課において行う。

6　募集及び選考

実習を希望する生徒の募集及び選考は、次に定めるところによる。

(1) 実習生の募集は、学校教育室学校企画調整担当課長（以下「学校企画調整担当課長」という。）が各校長を通じて行う。

(2) 各校長は、実習を希望する生徒があるときは、所定の様式により学校企画調整担当課長に推薦する。

(3) 学校企画調整担当課長は、各校長から推薦された生徒の中から各公所の受入可能な定員の範囲内で、実習生及び実習場所を決定する。

なお、推薦された生徒数が大幅に募集定員を超えた場合等は、別途調整する。

(4) 学校企画調整担当課長は、実習参加の可否について、推薦を行った校長に通知する。

(5) 学校企画調整担当課長は、実習場所となる各公所に対し、実習生の氏名、住所、所属校等、実習生の受入れに関して必要な事項を通知する。

7　実習方法等

実習は、原則として次により行う。

(1) 校長は、学校企画調整担当課長の決定に基づき日程及び場所を実習生に通知する。

(2) 1日の実習時間は、原則として「当該公所に勤務する職員の正規の勤務時間内」とするが、各公所の事情等により、弾力的に取り扱うことができる。

(3) 実習場所の職員は、実習の教育上の効果が達成されるよう配慮する。

(4) 実習生が実習を欠席したとき、その他教育上の指導を必要と認めたときは、各公所の長は速やかに校長及び学校企画調整担当課長に報告する。

(5) 学校企画調整担当課長は、実習生に対する教育上の配慮に基づく指導が必要であると認められたときは、校長と協議の上、実習の打切りなどの必要な措置を講ずる。

(6) 校長は、実習終了後、速やかに実習報告書を学校企画調整担当課長に提出する。

(7) 校長は、学校企画調整担当課長と連携の上、実習を円滑に進めるために必要な指導を行う。

8　秘密の保持

実習場所の各公所の長は、実習に当たって実習生が秘密の事項に接することのないよう、十分留意する。

9　手当等

県教育委員会は、実習生に対して交通費、手当、食費等一切の手当を支給しない。

10　実習中の事故の防止等

(1) 実習場所の各公所の長は、実習において事故が発生することのないよう、実習生の安全確保に努める。

(2) 校長は、実習開始前までに、実習による受入先への賠償責任保険及び生徒自身の傷害保険のいずれにも加入させなければならない。

なお、同保険の保険料は実習生が負担し、保険の加入等に関する必要な事務は、校長が取りまとめる。

(3) 実習に当たって損害が発生した場合は、保険契約に定めるところにより対応する。

11　実習生の実習状況等に関する報告

実習場所の各公所の長は、実習生の実習状況等について学校企画調整担当課長に報告する。

12　私立学校等の実習生参加手続き

生徒の参加が決定した際、県立以外の高等学校においては、県教育委員会と学校において覚書を取り交わす等の手続きを行う。

13　新型コロナウィルス感染防止対策

（1）実習中止の判断について

ア　県内の直近1週間の新規患者数が人口10万人あたり15人を超えた場合には、全県において中止する。

イ　アの他、受入公所及び実習生派遣学校の判断により中止することができる。

（2）受入公所の感染防止対策

基本的な感染防止対策（手洗いや手指消毒、マスク着用、公所の換気等）を実施し、実習生を受け入れなければならない。

（3）実習生の感染防止対策

ア　実習開始前2週間に感染のため療養した場合、濃厚接触者と確認された場合、又は体調不良（発熱、呼吸困難、倦怠感等）があった場合は、実習参加を中止する。

イ　実習期間中は毎朝検温し、発熱や咳等感染が疑われる症状がある場合には、実習参加を中止する。